

令和5年度事業計画

自 令和5年4月 1日

至 令和6年3月31日

基本方針

新型コロナウイルスの感染者は減少傾向にありますが、一方ウクライナ情勢による原油の高騰、急激な円安、原材料価格の上昇や物価の高騰等が続いています。身近な生活への影響が広範囲に及んでおり、景気回復には至らない状況となっています。

このような状況下、わが国は、人口減少、少子高齢化が進み、人生百年時代を迎えています。国は、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわらず活躍し続けることができる「生涯現役社会」の実現を目指しています。シルバー人材センターも、会員に働く機会を提供することを通じて、会員の生きがいの充実や生活の安定、地域社会の発展や現役世代の下支えなどを推進することを目的とし、高齢化や労働力人口の減少の進行が見込まれる中で、その役割を果たすことが求められています。

国のシルバー人材センター関連予算は、サービス業等の人手不足分野や介護、育児等の現役世代を支える分野での就業機会の開拓・マッチング等を推進する事業、シルバー会員のデジタル利用促進事業の他、シルバー人材センター等の安定的な運営基盤の強化、企業に雇用される以外の形で働く者が、契約内容を明らかにし安心して働ける環境を整備することとしています。

盛岡市シルバー人材センター（以下「センター」という。）においても、コロナ禍からの景気回復に至らない状況や令和5年10月に施行される消費税のインボイス制度「注」（適格請求書等保存方式）がセンター事業に影響を及ぼすことが懸念されます。このことから、令和2年度から6年度までの計画期間とする「第二次中期計画」の見直しを行うとともに、地域に密着した就業機会を提供するなどこれまでの実績を基に、会員数と就業機会の拡大、就業率の向上、安全・適正就業の推進、センターの効率化等を行います。目標数値の達成に向け、一人ひとりの持てる力を集積し、会員、役職員が一体となってセンター事業の推進を図っていかねばならないものであります。

また、センターの基本理念である「自主・自立、共働・共助」に則り、会員の総意と主体的な参画により、一層の機能強化と効率的な事業運営に努めてまいります。

以上のことから、令和5年度は次の事業を重点に取り組みます。

「注」インボイス制度：会員に対して支払う配分金に含まれる消費税分について、仕入税額控除を行うことができなくなるため、センターに新たな経費負担が発生します。

第1 事業方針

1 実績、会員拡大の目標数値等

会員の拡大は、センター事業運営の根幹をなすものであり、会員数は最も重要な指標となります。

第二次中期計画を踏まえて、令和4年度は目標値980人に対し826人となりましたが、これまでの実績を基に、より積極的な会員確保に取り組むとともに、新たな就業機会を確保・提供することとします。

また、就業が困難になっても会員として継続加入できる「ゴールド会員」制度を活用してまいります。

なお、「受託事業」及び「派遣事業」の本年度の目標は、特に「派遣事業」については、新型コロナウイルスの感染拡大や原油の高騰などにより大幅な影響を受けたことから、目標値を次のとおりとします。

(1) 受託事業

区分	令和5年度目標	令和4年度目標	令和4年度実績
会員数(人)	840	980	826
受託件数(件)	4,810	4,790	4,282
契約金額(千円)	217,000	222,000	207,394
就業延日人員(人日)	42,600	42,400	38,615

(2) 労働者派遣事業

区分	令和5年度目標	令和4年度目標	令和4年度実績
受託件数(件)	290	400	278
契約金額(千円)	25,000	35,000	22,644
就業延日人員(人日)	4,500	6,600	4,348

第2 事業計画

1 雇用によらない就業機会の提供

高齢者が自らの生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を生かし、地域の人手不足分野・現役世代を支える分野での就業を促進します。活力ある地域社会づくりに寄与するため、地域に密着した就業機会の確保の提供に努めます。

2 雇用による就業機会の提供

センターは、高齢者が地域の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業拡大が求められている中で、小売業及び清掃業の就業拡大について、実施主体の

岩手県シルバー人材センター連合会（以下「県連合会」という。）と連携を図るとともに、次の事業の拡大に努めます。

（１）労働者派遣事業

県連合会の行う労働者派遣の実施事業所として、高齢者の多様な雇用・就業機会の確保を図るため、派遣労働を希望し登録した会員を対象に本事業を実施します。

- ① 派遣元責任者講習への参加
- ② 県連合会が実施する派遣登録会員に対する教育訓練への参加
- ③ 派遣業務担当者研修への参加

（２）職業紹介事業

県連合会の行う職業紹介の実施事業所として、一般高齢者及び会員を対象に有料の職業紹介による就業機会の提供を行います。

請負・委任や派遣になじまない業務について、この制度を活用するものです。

- ① 職業紹介責任者講習への参加
- ② 職業紹介事業研修会への参加

３ 就業に必要な知識及び技能を付与するための講習

（１）講習事業

就業に必要な知識及び技能を付与することにより、会員のスキルアップを図るとともに、自らの安全を確保するために必要な知識の習得をねらいとした講習会を実施します。

- ① 就業安全講習会（交通安全及び救急救命法）
- ② 技能講習会
- ③ 派遣登録会員に対する教育訓練の実施

（２）県連合会が行う講習等事業

県連合会が行う「高齢者活躍人材育成事業」として開催される講習会や各種の講座等を活用し、派遣、請負、職業紹介の仕事に必要な知識や技能を習得することにより就業につなげるため、希望するセンター会員の参加を呼び掛けます。

第３ 事業推進のための活動

事業を推進するための諸活動及びその他の社会参加活動を推進するための諸活動

センターの理念である高齢者の生きがいの充実及び福祉の向上を図り、活力ある地域社会づくりに寄与するとともに、社会参加活動を推進するため、次のとおり諸活動を実施します。

(1) 普及啓発事業

地域に密着した効果的かつ効率的な事業を推進するため、シルバー事業の理解と高齢者の加入促進及び意識啓発を目的として、次の普及啓発活動を実施します。

- ① 普及啓発促進月間における社会奉仕活動の実施（地域班を中心に実施し事業PR）
- ② ホームページ、マス・メディアを活用した普及啓発、活動事例等の情報提供
- ③ 「広報もりおか」、「盛岡市ホームページ」への掲載依頼によるPR
- ④ 会報「シルバー盛岡」の発行による普及啓発の実施（年2回）
- ⑤ 会員による口コミ勧誘やリーフレットの配布活動
- ⑥ 県連合会と連携した広報活動の推進
- ⑦ 役員等による街頭での会員募集活動
- ⑧ 老人福祉センター、地区活動センター等公共施設へのリーフレット設置
- ⑨ 「おばあちゃんの手づくり教室」等の開催

(2) 安全・適正就業の推進

「安全就業の確保は会員就業の原点」を重点目標に、センター事業を推進します。会員が自らの健康維持と安全の確保を図り、提供された仕事を安全かつ適正に遂行するため、安全・適正就業推進計画の作成、安全・適正就業委員会の開催及び現場パトロールなどを行い、安全意識の高揚と啓発活動に努めます。

特に、機械を使用する除草作業の事故が多いことから、事前の点検を行うなど事故防止のための指導を行うとともに、先進センターの実施事例等の調査・研究を行い対応策の検討を進めます。

また、適正就業の推進については「盛岡市シルバー人材センター適正就業基準」に基づき、発注者の理解と協力を得て長期就業や未就業会員の解消を図りながら、多くの高齢者が働く喜びを享受できるよう努めます。

- ① 安全・適正就業委員会の開催及び委員等による就業現場パトロールの実施
- ② 安全・適正就業推進強化月間における推進活動の実施
- ③ 県連合会主催の「安全・適正就業推進研修会」への参加
- ④ 就業安全講習会の開催（「高齢者の交通安全」「高齢者の救急救命法」など）
- ⑤ 会報「シルバー盛岡」及び「安全・適正就業ニュース」の発行（安全就業と健康管理の意識啓発）

(3) 調査研究

センターが、高齢者の就業分野を支える存在として、その役割を十分に果たすためには、社会経済や環境の変化、高齢者自身の就業に対する意識の変化に対応した事業の展開が求められます。そのため、部会活動において、種々の調査・研究等を行い、事業の実施、会員拡大及び就業機会の拡大に反映させます。

- ① 広報総務部会の開催（各種事業の調査等）
- ② 組織部会の開催（会員拡大、退会抑止策の検討、未就業対策・技能養成等）
- ③ 事業部会の開催（就業開拓及び拡大・安全衛生等）

(4) 就業分野の開拓・拡大

高齢者の活躍推進策として、企業訪問の実施や就業機会開拓推進員等を配置することにより、多様化する会員のニーズ及び地域における福祉や介護等の人手不足の分野を的確に把握し、より多くの適正な就業機会の確保・提供に努めます。

- ① 事業部会の開催
- ② 役員等による事業所及び官公庁等への企業訪問の実施
- ③ 就業機会開拓推進員による就業機会の開拓及び拡大
- ④ 会員、地域班によるリーフレット等の配布・PR活動の実施
- ⑤ 「空き家」等の維持管理を支援する取り組みの拡大・強化
- ⑥ 「介護予防・日常生活支援総合事業」等の生活支援への取り組み

(5) 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

本事業は、地域における人手不足分野の介護、育児等の現役世代を支える分野に高齢者を活用し就業の機会を提供する事業として、平成 27 年度から実施しています。

これらの分野で就業する人材の確保が重要な課題となっており、センターの就業形態の「請負」、「派遣」、「職業紹介事業」を問わず事業対象となることから、コーディネーター及び就業開拓推進員により、地域ニーズを把握し、現役世代の支援となる分野の就業開拓やマッチングを行い、会員の就業に結びつける取り組みを推進します。

(6) 相談・情報提供

センター入会希望の高年齢者を対象に、定期的に開催している入会説明会を開催し、センターの主旨・目的を理解していただく機会の充実を図ります。また、ハローワークや県連合会と連携しながら、高年齢者を対象とする就業又は雇用等に係る相談及び情報提供に努めます。

- ① 入会説明会の開催
- ② 就業相談の実施
- ③ 企業等向け説明会の参加

(7) 社会参加活動の推進

会員の生きがいの充実と福祉の増進を図り、自主的活動に対する意識や共助の精神で共働するという意識等を高めることを目的として、ボランティア活動等への参加を促し活動の機会を提供します。

- ① 地域班による社会奉仕活動の実施（公共施設等）
- ② マス・メディアを活用した普及啓発、イベント等へのボランティア参加

(8) 地域班の活性化と職群班の増強

地域班活動の活性化を図るため、班会議の開催を奨励するとともに、地域班会議等において担当役員及び事務局との意見交換や協議を進めるほか、地域社会に

貢献するボランティア活動等の自主的な実施の促進を図ります。

また、受注の多い職群班については、市広報等による会員募集や口コミによる勧誘を行いながら、会員の育成・増強を図ります。

(9) ワークプラザの設置

ワークプラザの設置は、会員相互の技術伝承や技能開発を進め、かつ受注能力を高めるものであり、実現に至っていないが、引き続き、市施設等の無償貸与が可能か調査します。

(10) 会議等の開催

区分	会議等の名称	回数	期日(備考)
1 定 款	(1) 定時総会	1回	6月
	(2) 理事会	6回	5月 他
	(3) 監査(法人法第99条第1項) ・理事の職務の執行を監査	1回	5月 定期監査
2 そ の 他	(1) 理事会専門部会 (広報総務・組織・事業の3部会)	随時	
	(2) 安全・適正就業委員会	2回	
	(3) 就業安全講習会	1回	
	(4) 地域班長会議	1回	
	(5) 地域班会議	随時	
	(6) 会報編集委員会	随時	